

# 大村商工会議所労働保険事務組合

## 事務処理規約

大 村 商 工 会 議 所

労 働 保 険 事 務 組 合



# 大村商工会議所労働保険事務組合事務処理規約

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規約は、大村商工会議所の定款第7条第18号の規定により、大村商工会議所が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という）第4章及び石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「石綿健康被害救済法」という）第38条2項並びに同条第3項の規定により準用する法第34条、35条（第4項を除く）及び第36条の規定に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務及び一般拠出金事務（以下「労働保険事務等」という）を処理する方法及びその処理に関して生ずる本事務組合、本事務組合に労働保険事務等を委託した組合員（以下「委託組合員」という）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という）第4章の2の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下「特別組合員」という）の責任を定めることを目的とする。

## 第2章 労働保険関係等事務処理の委託

### (労働保険関係事務の受託)

第2条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務等は、労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き、委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務等（行政手続における特定の個人を個別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）における個人番号等の取扱いを含む）の一切とする。

2. 委託組合員が本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険事務等の一切を委託するものとする。
3. 本事務組合に労働保険事務等委託できる事業主は大村商工会議所の会員事業所でないといけない。

### (委託手続の事務)

第3条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務等の処理を委託しようとするときは、公共職業安定所長・都道府県労働局長・労働基準監督署長・長崎県労働保険事務組合連合会に提出しなければならない労働保険関係成立届等の関係書類及び、本事務組合事務処理規約に同意の上、本事務組合に労働保険事務等委託書（組様式第1号）並びに本事務組合が定める「労働保険事務等委託に関する誓約書」に署名押印の上、本事務組合に提出しなければならない。

2. 本事務組合は、前項の労働保険事務等委託書の提出を受けたときは、直ちに受託

- の可否を当該委託組合員に通知するものとする。
3. 本事務組合は、労働保険事務等の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（徴収則様式第 18 号・石綿則様式第 5 号）」に所定の事項を記載し、労働保険事務等組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。
  4. 労災保険法第 4 章の 2 の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

（委託の解除及び特別加入からの脱退）

- 第 4 条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務等の処理の委託を解除しようとするときは、委託解除 7 日前までに労働保険事務等委託解除通知書（組様式第 11 号）によって本事務組合又は委託組合員に通知するとともに、当該委託組合員は事務委託解除に関する公共職業安定所長・都道府県労働局長・労働基準監督署長・長崎県労働保険事務組合連合会に対する届書を作成するに必要な事実を本事務組合に報告しなければならない。
2. 特別組合員が、労働保険事務の処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い都道府県労働局長の承認を受けなければならない。
  3. 本事務組合は、委託組合員が次の各号に掲げる事項に該当するときは、労働保険事務等の処理の委託を解除することができる。
    - ① 関係法令に違反した場合。
    - ② 本規約に違反した場合。
    - ③ 当該委託組合員が廃業した場合。もしくは雇用の見込がない場合。
    - ④ 当該委託組合員の所在が不明になった場合。
    - ⑤ 本事務組合及び他の委託組合員に多大な迷惑を及ぼした場合。

（特別加入からの脱退手続）

- 第 5 条 特別組合員が、労災保険法第 33 条第 1 号及び第 2 号又は第 3 号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合、同法第 35 条第 3 項の規定により同法第 33 条第 3 号又は第 5 号に掲げる者の団体が、労災保険に係る保険関係を消滅させることを希望する場合又は第 36 条第 2 項の規定により準用する同法第 34 条第 2 項の規定により同法第 33 条第 6 号又は第 7 号に掲げる者を労災保険の保険給付を受けることができる者としなないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### 第 3 章 事務処理の方法

（賃金総額等の報告）

- 第 6 条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料等算定基礎賃金等の報告（組

機様式第 4 号) により、毎年、本事務組合が定める期日までに本事務組合に報告しなければならない。

- ① 事業の概要
  - ② 延納の申請
  - ③ 労災保険対象労働者及び雇用保険対象労働者について前年度中（前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日まで）に支払った賃金の総額及び前年度中に支払った賃金総額と本年度中に支払う賃金総額の見込額が 5 割以上の増減を伴う場合は本年度中に支払う賃金総額の見込額。
  - ④ 前年度中の 1 ヶ月平均使用労働者数
  - ⑤ 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
  - ⑥ 雇用保険料免除高年齢労働者氏名（生年月日）
  - ⑦ その他事務組合が必要と認める事項
2. 本事務組合が、都道府県労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料徴収及び納付簿（徴収則様式第 19 号・石綿則様式第 6 号）」に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。

（一括有期事業等の報告）

第 7 条 法第 7 条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は次の各号に掲げる事項を、一括有期事業報告書「様式第 7 号（第 34 条関係）（甲）」及び一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告（組機様式第 8 号）により、毎年、本事務組合が定める期日までに本事務組合に報告しなければならない。

- ① 事業の名称及び事業場の所在地
- ② 事業の概要
- ③ 実施した事業の期間
- ④ 建設の事業にあつては、請負金額（下請工事高は記載の必要なし）
- ⑤ 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量ならびに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所
- ⑥ 請負金額に労務比率を掛けた賃金総額
- ⑦ 前年度の常時使用労働者数
- ⑧ 前年度中に支払った賃金総額と本年度中に支払う賃金総額の見込額が 5 割以上の増減を伴う場合は本年度中に支払う賃金総額の見込額。
- ⑨ 延納の申請
- ⑩ 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
- ⑪ その他事務組合が必要と認める事項

2. 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は次の各号に掲げる事項を一括有期事業開始届「様式第3号(第6条関係)(甲)」により、それぞれの事業の開始した翌月の5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

- ① 事業の名称及び事業場の所在地
- ② 予定される事業の期間
- ③ 建設の事業にあつては、請負金額(下請工事高は記載の必要なし)並びに発注者の氏名又は名称及び住所
- ④ 立木の伐採の事業にあつては、素材の見込生産量ならびに立木の所有者の氏名、又は名称及び住所

(被保険者の異動等に関する報告)

第8条 委託組合員は、その使用労働者について、雇用保険被保険者の資格の得喪、転出入、氏名変更、区分変更等の異動(以下「被保険者の異動」という)並びに育児休業・高年齢雇用継続給付・介護休業の開始または委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更、業種変更等の異動(以下「事業主の異動」という)に関する公共職業安定所長・都道府県労働局長・労働基準監督署長・長崎県労働保険事務組合連合会に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限の5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

2. 委託組合員は、本事務組合に対し雇用保険被保険者証(以下「被保険者証」という)の交付を受けている者について前項の規定による被保険者の資格の取得、転出入、氏名変更、区分変更等の異動並びに育児休業・高年齢雇用継続給付・介護休業の開始の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。

3. 本事務組合が、第1項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(徴収則様式第20号)」(以下「事務等処理簿」という)に所定の事項を記載するものとする。

4. 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動又は事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合には、遅滞なく事務等処理簿に当該委託組合員の確認印を徴するものとする。

5. 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第12条第1項及び第14条第4項の規定により被保険者証の交付または返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。

(離職証明書に関する報告)

第9条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書(以下「離職証明書」という)を作成するに足る事実及び当該被保険者が雇

用保険被保険者離職票（以下「離職票」という）の交付を希望する旨または希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

2. 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨または希望しない旨の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務等処理簿に記載するものとする。
3. 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に当該離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを妨げない。
4. 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載しその交付を受けた者から受領印を徴するものとする。
5. 本事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

#### （労働保険料等の納付に関する事項）

第 10 条 本事務組合は、委託組合員から第 6 条の報告を受けたときは、提出期限までにすみやかに長崎県労働保険事務組合連合会（以下「連合会」という）に労働保険料算定基礎賃金等の報告を提出するとともに、連合会の総合コンピュータシステムにより算定された納付すべき労働保険料（前年度の確定保険料、当年度概算保険料及び一般拠出金、以下「労働保険料等」という）を保険料等納入通知書「組機様式第 7 号（甲）」により委託組合員に通知するものとする。

2. 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに、口座振替によって本事務組合に交付しなければならない。
3. 本事務組合は、前項の規定による労働保険料等の交付を受けた場合には、事業場別「労働保険料等徴収及び納付簿」に労働保険料等の額及び受領年月日を記載するものとする。
4. 本事務組合は、第 6 条の規定による報告を受け第 2 項の規定による労働保険料等の交付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合は直ちに、所定の保険料等・拠出金申告書を作成し、その全額を国に納付するものとする。
5. 本事務組合は、委託組合員から交付された労働保険料等その他の徴収金について第 3 期分までを国に納付したときは、その旨を当該委託組合員に通知するものとする。
6. 委託組合員は本条第 2 項で定めた銀行口座を変更する場合、預金口座振替依頼書「組機様式第 12 号（甲）」によって、本事務組合にすみやかに変更後の銀行口座を

報告しなければならない。

(納入告知を受けた場合の事務)

第 11 条 本事務組合は、委託組合員が徴収則第 38 条第 5 項又は石綿則第 2 条の 5 第 5 項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともにその納入告知書に指定された納期限の 10 日前までに委託組合員にその納入告知書を送付するものとする。

2. 納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の 5 日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に交付しなければならない。

(督促を受けた場合の事務)

第 12 条 本事務組合は、委託組合員について法第 27 条第 1 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項の規定により準用する法第 27 条第 1 項の督促状を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の 7 日前までに、督促状を添付し、納入告知書により当該委託組合員に通知するものとする。

2. 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納期限の 5 日前までに督促状の労働保険料等を本事務組合に交付しなければならない。

(領収書の交付)

第 13 条 本事務組合は、第 10 条、第 11 条、第 12 条に規定する場合において委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組様式第 8 号）を、すみやかに発行し、「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

(領収書控等の保存)

第 14 条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料等その他の徴収金の交付を受け、これを国に納付したことを証する「領収書（控）」、「納付書・領収証書」等を 3 年間保存するものとする。

#### 第 4 章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第 15 条 委託組合員が労働保険料等その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に交付したときは、本事務組合はその金額の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2. 法第 21 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項又は石綿健康被害救済法第 38 条 1 項の



規定により準用する法第 21 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項に基づき政府から追徴金又は延滞金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第 17 条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する追徴金の納付の責を負うものとする。

(追徴金の納付責任)

第 16 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。

- ① 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する保険料・拠出金申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を超過し、政府により法第 19 条第 4 項又は石綿健康被害救済法第 38 条第 1 項の規定により準用する法第 19 条第 4 項に基づき確定保険料又は一般拠出金の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合
- ② 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第 17 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、延滞金の納付の責任を負うものとする。

- ① 委託組合員が、督促状の指定納期限の 5 日前までに、労働保険料等を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納期限りまでにその労働保険料を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合
- ② 第 12 条第 1 項の規定に違反して、本事務組合が指定納期限の 7 日前までにその委託組合員に督促の通知を行わなかったために、督促状の指定納期限までに納付ができず、そのため延滞金を徴収される場合
- ③ 前二号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

## 第 5 章 手数料

(手数料の額)

第 18 条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員から大村商工会議所労働保険事務組合事務手数料規定（別添）の通り手数料を徴する。

(手数料の納入)

第 19 条 委託組合員は、その年度の概算保険料及び一般拠出金を本事務組合に交付するとき、あわせて手数料を納付しなければならない。

2. 労働保険事務組合事業年度途中において労働保険事務処理の委託を解除した場合であっても、本条第 1 項で定める当該事業年度に対する手数料を徴するものとし、

本事務組合が徴した手数料の返金はできないものとする。

## 第6章 会計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計)

第20条 本事務組合は、労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計を設けるものとする。

(労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計の収入・支出)

第21条 労働保険事務組合労働保険料特別会計及び労働保険事務組合一般拠出金特別会計においては、本事務組合が委託組合員から交付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第19条第6項又は石綿健康被害救済法第38条第1項の規定により準用する法第19条第6項に基づく政府からの還付金を収入とし、政府に納付した労働保険料その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料等その他の徴収金の超過額、返還金を支出する。

2. 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金のために委託組合員から交付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。
3. 本事務組合は、労働保険料等その他の徴収金の交付を受けた場合、直ちに納付するときのほかは、親和銀行に設けられている労働保険料等専用口座に預託するものとする。この場合、労働保険料その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する場合及び第18条で定めた手数料並びに受取利息の労働保険事務組合一般会計への振替を行う場合のほかは引き出さないとする。
4. 本事務組合は、委託組合員の労働保険料等、その他の徴収金納付のため本事務組合に交付した金銭が、納付すべき労働保険料等その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。ただし、当該委託組合員の承認によって未納の労働保険料その他の徴収金に充当することができるものとする。

(労働保険事務組合一般会計の収入・支出)

第22条 本事務組合は労働保険事務組合一般会計においては、第18条に規定する手数料、報奨金及び助成金等を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第23条 労働保険事務組合労働保険料特別会計、労働保険事務組合一般拠出金特別会計及び労働保険事務組合一般会計の経理年度は、大村商工会議所の事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 24 条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別途に定める。

(監査)

第 25 条 本事務組合は、毎年 1 回又は随時に労働保険事務等処理及び労働保険料等の預り金の処理について大村商工会議所監事の監査を受けるものとする。

## 第7章 報告

(総会等への報告)

第 26 条 本事務組合は、毎年 1 回大村商工会議所議員総会において労働保険料等その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

## 第8章 特定個人情報の保護

(特定個人情報保護の徹底)

第 27 条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、特定個人情報の保護を徹底しなければならない。特定個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、大村商工会議所の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。

## 付則

1. この改正規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 旧大村商工会議所労働保険事務規約は、廃止する。